

改正

平成13年3月30日規則第14号  
平成14年2月15日規則第2号  
平成17年3月30日規則第12号  
平成19年2月1日規則第15号  
平成24年7月2日規則第13号  
平成25年10月18日規則第21号  
平成26年3月24日規則第5号

上富良野町寝たきり者等おむつ購入費助成規則

(目的)

第1条 この規則は、寝たきり者等又はその介護者に対し、おむつの購入費の助成をすることによってその費用の負担を軽減し、もって地域福祉の増進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 寝たきり者等 寝たきり老人、心身障害者及び排泄機能に障害を有する者で常時おむつを必要とし、在宅で介護されている者をいう。
- (2) 介護者 寝たきり者等を常時介護する者をいう。

(助成対象者)

第3条 助成対象者は、小学校就学始期以上の者で上富良野町に住所を有する寝たきり者等で、**町民  
税非課税世帯**とする。

(助成の額)

第4条 助成の額は、月額5,000円とする。

(認定申請)

第5条 助成対象者が助成の認定を受けようとするときは、地区担当保健師又は指定居宅介護支援事業者担当介護支援専門員の意見を付して、「寝たきり者等おむつ購入費助成資格認定申請書」(別記様式第1号。以下「認定申請書」という。)を町長に申請しなければならない。ただし、助成対象者が介護を必要とする場合にあっては、その介護者が申請することができる。

2 町長は、前項の規定により認定申請書を受理した場合は、助成資格認定の審査を行い、適と認められた場合は、申請者に対し、「寝たきり者等おむつ購入費助成資格認定等通知書」(別記様式第2号)を交付するものとする。また、認定しない場合にあっては同様に通知するものとする。

(資格喪失)

第6条 前条第2項の規定により助成の認定を受けた者(以下「助成資格者」という。)が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その資格を喪失するものとし、この場合、助成資格者又はその介護者は「寝たきり者等おむつ購入費助成資格喪失届」(別記様式第3号)を速やかに町長に提出しなければならない。

- (1) 助成資格者が転出しようとするとき。
- (2) 助成資格者が病院等に91日を超える入院をしたとき。
- (3) 助成資格者が福祉施設等に入所したとき。ただし、一時的に入所したときは、この限りでない。
- (4) 助成資格者が死亡したとき。
- (5) 利用者及び生計中心者に町税等の滞納があったとき。

(助成の申請)

第7条 助成資格者又はその介護者が助成金の交付を受けようとする場合は、毎年度4月から9月にあっては、10月10日まで、10月から翌年の3月までにあっては、3月31日までに「寝たきり者等おむつ購入費助成金交付申請書」(別記様式第4号)に、上富良野町税等の滞納者に対する行政サービスの制限措置等に関する条例(平成18年上富良野町条例第19号)に基づき「納税状況確認同意書」(別記様式第5号)を添えて町長に提出しなければならない。

(助成の期間及び支払期月)

第8条 助成の期間は、第5条の規定による申請の日の属する月の翌月（この日が月の初日であるときは、その日の属する月）から始め、購入費を助成すべき理由が消滅した日の属する月（この日が月の初日であるときは、その日の属する月の前日）までとする。

2 助成金の支払期月は、毎年10月及び翌年4月の2期とする。ただし、前支払期月までに支払うべきであった助成又は資格を喪失した場合は、その支払期月でない月であっても、支払うことができるものとする。

（委任）

第9条 この規則に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成3年3月20日から施行し、平成2年分のおむつ購入費に係る助成額から適用する。

附 則（平成13年3月30日規則第14号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年2月15日規則第2号）

1 この規則は、平成14年3月1日から施行する。

2 この規則の施行の日の前日において、第1条の規定による改正前の上富良野町行政組織規則に基づき、現に次の表の左欄に掲げる職にある者は、引き続き当該右欄の職を命ぜられたものとする。

主任保健婦	主任保健師
保健婦	保健師
看護婦長	看護師長
副看護婦長	副看護師長
看護婦	看護師
准看護婦	准看護師

附 則（平成17年3月30日規則第12号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年2月1日規則第15号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成24年7月2日規則第13号）

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成25年10月18日規則第21号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の上富良野町寝たきり者等おむつ購入費助成規則第7条の規定は、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成26年3月24日規則第5号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第5条関係）

別記様式第2号（第5条関係）

別記様式第3号（第6条関係）

別記様式第4号（第7条関係）

別記様式第5号（第7条関係）